

令和元年度第2回取手市総合教育会議 議事録

1. 開催日時：令和2年3月24日（火） 午前10時～午後11時
2. 開催場所：取手市役所 議会棟 大会議室
3. 出席者

藤井市長

伊藤教育長、櫻井委員、猪瀬委員、石隈委員

事務局：政策推進部 南部長

政策推進課 彦坂課長、高中副参事、作田係長、鈴木（記録者）

教育委員会 田中部長、森田参事

教育総務課 石塚次長、蛭原（康）課長補佐

指導課 浅野課長

4. 議題

- (1) 第2次取手市教育大綱のパブリックコメントの実施結果について…資料1・2
- (2) 第2次取手市教育大綱の策定について …資料3
- (3) 取手市の新しい学校教育3つの取組について …資料4
- (4) 取手市いじめ防止基本方針の見直し案について …資料5
- (5) その他

5. 議事内容

（開会）

（市長あいさつ）

皆さんおはようございます。新型コロナウイルス感染症による感染拡大がパンデミック（世界的な大流行）と表明され、大変な事態になっております。そのような中、学校についても現在、休業中となっており、早く学校現場も従来どおりに穏やかに再開ができるように考えているところです。しかしながら、つくば市等でもまた新たな感染者が出ております。取手市内においても通勤や通学で、日々東京の方に通っておられる方も多いだけに、非常に心配なところでございます。

さて、今日は令和元年度第2回取手市総合教育会議となります。前回は取手市教育大綱の改定について様々なご意見をいただきました。その後、パブリックコメントを行いましたので、本日はそのパブリックコメントについてご説明をさせていただき、これから策定いたします、第2次取手市教育大綱について、みなさんとご審議していきたいと思っております。

また、1月の第1回総合教育会議の場でも、教育委員会事務局から説明がありました、令和2年度からの取手市の新しい学校教育の取組みについて、その進捗について報告いただきます。そして最後に取手市いじめ防止対策基本方針の見直し案について説明いただくこととなります。よろしくお願いたします。

事務局：ありがとうございました。それでは、取手市総合教育会議運営規則第3条により議事の進行を藤井市長にお願いしたいと思います。

市長：それでは、まず議題（1）第2次取手市教育大綱パブリックコメントの実施結果及び（2）第2次取手市教育大綱の策定について、一括審議といたします。それでは事務局から説明願います。

事務局：それでは御説明いたします。お手元の資料1から資料3までとなりますが、1つ目の議題であります、パブリックコメントの結果、それから2つ目の議題であります教育大綱の策定について御説明いたします。

まず、パブリックコメントについては、2月1日から3月1日まで、パブリックコメントを実施しましたところ、2名の方から御意見をいただきました。意見に対する結果の概要が、お手元資料1となります。こちらはあくまでも結果の概要となりますので、意見内容につきましては、資料2を用いてご説明いたします。

まず、1人目ですが、こちらについては性的マイノリティについての視点からのご意見をいただいたものと認識しております。2枚目につきましては、薫り高いまち取手市というキーワードで、子育てしやすい住環境を作るために、放課後子どもクラブの充実を図ること、公立の進学校を取手駅前に作ること、中高一貫教育の推進を図ること、一般市民を巻き込んだ地域教育体制を構築することといった内容のご意見をいただいております。

お二方のご意見につきましては、教育大綱にそのまま反映する内容ではないと判断させていただき、今後の取り組みの中で、参考にさせていただくこととしております。パブリックコメントは以上となり、資料3につきましては、前回1月の総合教育会議において、委員の皆様からいただいたご意見を反映させた内容で改定させていただいたものとなっておりますので、ご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

市長：（1）と（2）についての事務局説明が終わりましたが、皆様方からご意見がありましたらお願いしたいと思います。

パブリックコメントの内容もまた今後取り入れながら、運営をしていきますようによりよろしくお願いしたいと思います。それではご意見がないようでございますので、第2次取手市教育大綱につきましては、この案のとおり策定し、令和2年4月より発行することとしていただきます。

それでは、続きまして（3）取手市の新しい学校教育の3つの取組について議題とさせていただきます。事務局から説明願います。

教育委員会事務局：それでは取手市の新しい学校教育の3つの取り組みの進捗状況につきましてご説明いたします。前回、1月29日の会議の場においてもご説明をさせていただきました。それとともに、市議会の議員全員協議会でもお知らせをしたところでございます。前回以降の進捗ということでございますが、2月8日、市内小中学校のPTA会長に

対しまして、3つの取り組みの説明会を開催したところでございます。その後、各小中学校のPTA懇談会等の席にて学校の校長先生、教頭先生などの管理職のほうから保護者の皆様に対し、同じ資料を使いまして説明をさせていただきました。今回のコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、学校の臨時休業中ということで、そのPTAの懇談会につきましては、小学校2校と中学校1校で保護者への説明することができませんでした。それらの学校につきましては、各学校におきまして、配布したものと同一資料を全家庭に配布させていただいたところでございます。説明会を行った学校に様子を確認したところ、幾つかの御質問がございましたが、全員担任制になるけれども相談は誰にすればよいのか。また、教職員間での情報共有の方法はどうなるのかというような御質問がございました。校長先生など、管理職のほうから回答をさせていただいたところでございますけれども、この保護者の皆様には十分御理解いただけたということの報告を受けているところでございます。

お手元の資料4といたしましては、保護者の説明ではなくて、子どもたちに対しまして、作成したものでございます。3月中に子どもたちに向けて、こちらを学校のほうで説明をしてもらうという予定でございましたが、先ほどの臨時休業ということで、学校での説明ができなくなってしまいました。現在3月22日から25日までの間、通知表を学校のほうでお配りする期間に合わせて、子どもたちに向けたメッセージということで、お手元の資料表面に小学校1年生から5年生の皆さん、裏面には、小学校6年生から中学校2年生の皆さんへということで、このメッセージを現在配布しているところでございます。

また、ちょうどこの時期は教職員の定期人事異動でございます。市外から転入してくる教職員のうち、校長先生、教頭先生の管理職の皆様につきましては、3月27日に教育委員会のほうにお越しいただきまして、この取手市の学校教育の新しい3つの取り組み、こちらについての趣旨説明をする予定でございます。これを4月から共通認識を持ちまして、この新しい3つの取り組みがしっかり取り組めるよう、進めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

市長：これについてのご質疑はありますか。

私からちょっとお尋ねしたいのが、夏休みの期間というのは、これは変わりませんと書いてありますが、学校の行事等の入れ方は全く変わらないのでしょうか。夏休みの中に入ってくる色んな行事などは何も変わらないですか。

指導課：指導課浅野でございます。こちら夏休み中の行事に関しては、特に変更等はない予定であります。

市長：はい、ありがとうございます。

その他ご質疑はありませんか。ないようでございます。

それでは、(4)の取手市いじめ防止基本方針の改定についての議題に移ります。事務局から説明願います。

教育委員会事務局：それでは、取手市いじめ防止基本方針の見直しについてということでございます。この方針につきましては、いじめ防止対策推進法、それから、取手市みんなできじめをなくすための条例を踏まえまして、平成30年4月に策定をしたところでございます。その後本年度、1月18日に取手市いじめ問題専門委員会から再発防止策の提言が示されたことを受けまして、この基本方針の内容を見直す必要が出たため、今回の見直しをすることになりました。その素案につきまして、御説明させていただきます。

この資料5の基本方針のまず1ページをごらんください。はじめにの下にですね、今回、この見直しに当たりましてなぜ見直しをしていくのかという内容の、赤字で書いてあるところがございます。これは平成27年の11月の生徒さんが亡くなられた経過から、県の調査報告書、それから、再発防止策の提言ということで、それぞれの見直しの経緯について御説明させていただいております。具体的な内容の変更につきましては、2ページ、3ページの大きな1として、いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方のいじめの定義や、基本理念の中に、今回県の調査報告書でお示しいただいた、いじめ関係性に関する考え方を加え、いじめ防止等に向けた見方を注視させたところでございます。

次に、5ページをお開きください。5ページから11ページが3といたしまして、いじめ防止のために、市及び教育委員会が実施する施策の中で、いじめ対策推進室の設置、それから、運営のほうなんですけれども、教育総合支援センターの拡充に伴いまして、学校連携支援や外部人材の活用としてスクール類やそれから、スクールカウンセラースーパーバイザーを、新たに加えたところでございます。

続きまして、少し飛びますが12ページからご覧ください。4といたしまして、いじめ防止のために学校が実施すべき施策につきまして、今回、このいじめ問題専門委員会から示されました再発防止策を踏まえた取り組みとして、今回示されました、全員担任制チーム指導の導入と、教育相談部会システムの導入についての説明を加えました。そのほかにも再発防止策の示されているアンケート調査の実施についての改善案や、教職員研修の充実に関する改善案を記述してございます。

さらに、19ページからになります、8として重大事態への対象につきましても、県の調査報告書で御指摘を受けた点について、修正追記をいたしました。ここまで説明をしてまいりましたが合わせまして、24ページからこの基本方針に合わせたフロー図がございます。こちらのフロー図もただいまの修正にあわせまして、変更をさせていただきます。

今回示しました、この見直しに当たりましては、みんなできじめをなくすための条例の9条4項に、市は市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第18条に規定する取手市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聞くものとなっているため、今回お示しした見直し案については、次年度にいじめ問題対策連絡協議会を開催し、実施してまいりたいというふうに考えております。簡単ですが、説明は以上でございます。

市長：ただ今の質疑に対しましてご質問はございますか。

猪瀬委員：10 ページ4（2）なんですけれども、いじめ防止アプリの運用っていうところで、この対象というのは中学校全生徒となっておりますが、小学生の場合は、基本的にはこのアプリを使わず相談という形で、中学生のみ対象ということでしょうか。

教育委員会事務局：はい、いじめ防止アプリのほうでございますけれども、携帯電話やパソコンから相談ができるシステムでございます。現在の中学生を対象にしておりまして小学生については、アプリのほうは対象としておりません。ただ、これから全員担任制ですか、それから教育相談部会ができますので、そちらのほうできめ細かく、小学生の皆さんをしっかりと支援見守りをしていきたいというふうに考えております。

市長：ありがとうございました。

櫻井議員：基本方針の2 ページにあります。いじめの定義の中に、いじめの発生場所は学校の内外を問わないという一文がありまして、確かに昨今の様子を見ておりますと、学校だけではなくて、学校外の児童生徒の活動、それから、パブリックコメントのほうでも市民の皆さんからの声もありました放課後子どもクラブの、こういうところも含めてのいじめの発生が見られる。それを考えますと、6 ページにありますいじめ防止のための実施施策の2 番、いじめ対策推進室の業務内容、を〜き、のところですね、学校におけるいじめ対策会議への参加、学校におけるいじめの防止等に対する。学校におけるが、ことさら見た感じ印象的なものですが、強調されているように思われます。実際にこのいじめ対策推進室の組織の業務内容としてはこの学校におけるという一文は妥当ではあり必要かと思われませんが、前提となる定義のところにいじめの発生場所については学校の内外を問わないと記載されておりますので、こちらを市民の方も拝見したときに、学校だけなのという疑問は当然持たれることかと思えます。こちらの文言に関しては、もしよろしければ、御参考のほどお願い申し上げます。

教育委員会：はい、お答えします。確かにここを学校におけるという文言が頭にありまして、基本的にこのいじめ対策推進室について今回、学校との連携というのをちょっと強調して取組みとしてありましたけれども、こちらが櫻井委員のおっしゃるとおり学校だけではございませんので、御意見としてお伺いいたしまして、見直しの方向に検討したいと思えます。

伊藤教育長：櫻井委員が御指摘のとおりいじめの発生カ所は学校とは当然限らないと思うんですけれども、このいじめの問題を学校外でくる問題でとらえるかっていうのは大切なことで、それを全てこのセンターで扱うっていうのは意見が分かれることだと思います。そもそもこのセンターがどういう設置目的かというのが1 つと、基本的にいじめが発生したカ所というのはやはりそこに関わっている方がまずはやっぱり意識的に解決に当たるっていうのが大切なんじゃないかなと思います。例えば子どもクラブの問題にしても、実際に

じめの事例が発生しているところでございますけれども、そこはその支援員とか、スポーツ生涯学習課が担当してますので、そういった職員がきちんとした事実関係を調べた上で、学校との関係、支援との関係があった場合は、総合支援センターのほうに相談するという形をとっていますので、これについては具体的な対応については連絡対策協議会ありますので、そこに皆さんの御意見を賜りながら、きちんとした御対応、その広がりを持った対応についてはやはりいろんな方の意見を聞いた上で、そういうのが私はふさわしいんじゃないかなと、一時的に今全部専門的機関であるから支援センターで全部を使うっていうのはちょっと現実上には、少し飛躍があるんじゃないかなと私自身は考えます。

市長：他にいかがでしょうか。

石隈委員：いじめは場所を問わないといいますが、6ページの文言の書き方としては今の伊藤教育長の話を参考にすると、③の（オ）と（カ）のほうは、この学校におけるというのは多分会議等への参加、学校における研修会の実施というふうに読めば、さっきの連携というのでわかって、ただ（キ）の学校というのは外したほうが、いじめ、いろんなところを確認でいいかなということに理解しました。

教育委員会：ただいまの石隈委員の御意見に参考にさせていただきますして、また先ほど教育長からお話ありました連絡協議会のほうでも御意見を賜りながら、見直しを今回これで全て見直しが決定的というわけではなくて、今回、一度ここで協議させていただきます連絡協議会で報告協議をし、また、必要であれば、総合教育会議の中で、最終的な見直しの方針を示したいと思えます。

市長：他にご意見ございますか。それではこの取手市いじめ防止基本方針につきましては終了とさせていただきますして、その他の方に移りたいと思えます。

それではその他でなにかご意見ございますか。

教育委員会事務局：はい、それでは、教育委員会のほうから報告をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る対応についてということで、御説明をさせていただきます。取手市教育委員会におきましては、2月27日の内閣総理大臣の方針、さらに、文部科学省、それから、茨城県教育委員会からの通知を踏まえまして、臨時の校長会を開いて対応を協議した結果、3月3日から3月24日まで全ての市立小中学校について臨時休業とすることを決定いたしました。

学校の休業期間中の児童生徒等の対応につきましては、学校から保護者に対して、休業期間中の家庭生活、及び学習についての注意点や各認定などを通知するとともに、臨時休業に伴う未指導部分の学習内容については、次年度の事業の中で指導することをお知らせしております。あわせて、学校から御家庭に対して、電話連絡ですとか、家庭訪問を行いまして、児童生徒の様子を確認を行っております。今回お手元に参考資料1といたしまし

て、お示ししてございます。この臨時期間中に放課後子どもクラブにつきまして、臨時的対処をしてございます。子どもクラブの対象の児童につきましては小学校1年生から3年生、実施期間が3月3日から3月24日ということで、日曜祝日を除く8時から17時までを時間として、お預かりをしてございます。今回、この開設場所につきましては、今回のコロナウイルスの感染拡大ということを御考慮いたしまして、今1部屋40名程度でお預かりしているお子様をですね。1部屋9名程度ということで、それぞれ子どもさん同士の間隔をあけて、実施をしてございます。また、通常の子どもクラブ室だけでは対応し切れませんので、学校の普通教室や特別教室をお借りして、現在子どもクラブの方を運営しているところでございます。

1番下の表に、登録児童数というものがございます。今回、508名の登録がございましたけれども、3月3日の初日に当たりましては、登録が508名ですけれども、このうち、約57%の292名の方のお子様が実際には利用しているというような状況です。

続きまして、裏面の上をご覧ください。あわせまして臨時休業期間中におけます特別支援学級の児童生徒の居場所の確保ということです。今回子どもクラブも開設をしているところでございますけれども、特別支援学級に在籍するお子様のうち、やはりその居場所の確保という観点から、校長会の中で、このお子様たちの居場所ということで、学校のほうでお預かりすると、学習する機会を設けるということで、各登録されれてる特別支援学級の御家庭に御連絡をいたしまして、どうしてもお預かりする場所がないというお子様に関しましては、今回3月6日の現在でございますけれども、小学校で8名ほどございまして、お子様たちの居場所の確保ということで学校の教室のほうで学習をする機会を設けてございます。

続きまして、次のページをご覧ください。今回、臨時休業に伴いまして、未指導分の学習内容の指導についてということで、教育委員会と小中学校の校長名で、保護者の皆様に通知を申し上げたところでございます。今回、この臨時休業に伴いまして、未指導分の学習につきましては、次年度において、学年が1つ上の、新学年になってから、その教員が指導するということになってございます。こちらにつきましては、小学校6年生につきましては卒業式のときに各保護者の皆様に御連絡をしてございます。そのほかの学年の保護者の皆様には、この通知した文章を3月22日から3月25日までの通知表のお渡しの際に、こちらの通知についてを保護者の皆様に配布するという予定となっております。

続きまして、また1枚めくっていただきまして、市立小中学校の臨時休校における要保護児童対策地域協議理解登録児童生徒の居場所確保ということでございます。この協議会の登録児童生徒というのは、家庭などにおける虐待やネグレクト、というふうに育児放棄をされていることで、福祉部、子育て支援課と連携しまして、教育委員会と登録児童生徒の居場所の確保というものを学校の教室のほうで、この臨時休校期間中にお預かりするということで、今回、通知を各小中学校のほうにしたところでございます。

続きまして、次のページです。3月23日以降の学校における教育活動についてということで、こちらにつきましては、3月19日に国の専門家会議におきまして、また県の新型コロナウイルス感染症対策会議がございまして、この感染症対策等社会活動についての

基本的な考え、ガイドラインが示されました。その通知でございます。このガイドラインに基本的な考え方、ということでございますが、6ページをお開きいただきたいんですけども、基本的な考え方ということで、ちょうど真ん中よりちょっと上に基本的な考え方がございます。地域で感染が広がるリスクが相対的に十分小さいと考えられる議会をどのような活動については、実施することを妨げないということとしております。この四角の中の1番下のところにですね、始業式入学式については卒業式に順次というような基本的な考え方が示されたところでございます。これを受けまして、教育委員会としましては、今後の始業式、入学式につきましての対応でございますけれども、現在教育委員会としましては、予定どおり4月6日の始業式、入学式を4月7日に実施する方向で今現在検討をしているところでございます。これにつきましては、明日、取手市の新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しまして、そちらで決定していきたいというふうに考えておりますけれども、基本的には、この方向で進めている、ということの報告でございます。この新型コロナウイルスの感染症拡大に伴いまして、教育委員会の所管の報告を以上とさせていただきます。

市長：ただいまの報告事項ですが、御意見等ございましたらお願いします。

私のほうからまず申し上げておきたいんですけども、今回の急な休校は、内閣総理大臣の要請によるものだったわけです。そういう中で非常に急で3月2日からということでしたけど、取手市は1日余裕を持って3月3日からとその認識をしていますけれども、私は2つちょっと気がかりなことがあります。専ら政府は、学校が新たな新型コロナウイルスの発生源にならないようにという公衆衛生上の観点が1つ。それからもう1つは、保護者の就労と両立できるようにという観点の、2つで対策を発表されたわけですけども、肝心かなめな、子どもの長期間の休暇におけるところの状況の確認といえますか、あまり長期間でございますので、その目配りという部分に関して、現場任せといえますか、何にも指針も出されていないというふうに受けとめておりまして、私は、これを市長としての立場で物を言うのではなくて、多少でも子育てをした経験のある者としてのもの言いになったことを御理解いただきたいのと、全て一時的にというつもりもありません。子どもにもいろいろな大部分がありますし、いろんな学力レベルにも下がるわけですから。ですけども申し上げたいことは2つぐらい気になってるんです。

一つは離任される先生がいてもう先生方と休みが明けたら会えないんだと、先生が違う学校に行くんだっていう人達に離任式というものがあって、きちっと子どもたちがご挨拶ができましたよね。そういう場を今年はどうするのかなというのが1つ。それから今回、3月3日から、最小限のことはされたと思いますけども、子どもに対する春休みの課題とか、勉強の部分、それから生活指導の部分についてですね、明確な課題付与とかがぐずぐずになったまま、普段の時よりもできる範囲でしかできないで、春休み突入という形になってるんだと思います。この部分はやっぱ保管する努力をしないと進学ケア、先ほどのお話の中でやりきれないところを上級の学年に行ってからやるという話ですけども。果たしてそんなことでいいのかというふうにこれは子どもにもいろいろ癖があるから変な誤解しな

いでほしいんですけども。ある意味間伸び仕切っていると、元の生活習慣に戻すだけでも大変な新学期の動き方が困難をきわめるということだってあるわけですよ。

そういうことを含めまして例えば、直接子どもを全員集めるというようなことが公衆衛生上の観点からリスクが高いとすれば、個別に先生方が子どもさんに電話をかけて、状況の確認をする。そしてまた、資料をお届けまたは郵送等で配布して、それに基づいて、子どもの置かれている状況を確認して勉強の部分でも、それから生活指導の部分でも最小限の確認を子どもと春休み中に何回かするとか、そういうような積極的な行動しないと、全てが始業式明け任せというようなのは、これは教育の放棄じゃないかなっていうぐらいにちょっと私は心配になってるんです。その点、これは私がどういうところにしろというふうに言う課題ではないというふうに、それはわかっていますので、中身を趣旨を踏まえていただいて、少し取手市なりの工夫をていただきたい。特に、人が変わるので、学校長、担任の先生が変わるところもございまして、そこも含めて、ベストの対応をまだあと12日ぐらいはあるわけですから、現場任せにしない、家庭任せというだけでも問題があるんじゃないかという御指摘をさせていただきます。

伊藤教育長：これは、私の方からお話をさせていただきます。国からの一斉休校の要請ってということで、これについてはどうしますかっていうことで行政と学校のほうで何回か話を持ちました。市町村間で若干ばらつきはありますが、一定の空白期間を設けて、いずれにしても休養期間に入ってるわけです。その間も校長会等で意見交換したわけなんですね、まず休業期間中の生徒の確認ってというのは、週2回程度学校のほうで連絡とっていただいてって話して聞いております。ただもう1つ晴美休みの課題等の設定ですね。それについてもう一度明日に校長会長でまたお話しできますので、目配りの部分ですね、子どもやはり長期間があって春休みで、ましては学年の移行なんで、当然新しい担任も決まるって話なのでそのあたりをもう一度校長会長と詰めたいと思います。が、残念になります。事前の確認の中で離任式はちょっと難しいんじゃないかなという状況な気がしています。どうしてもただ別れのところってというのは非常に大切なんで、改めてもう一度、その辺は先生方とも確認し合って実行したいと思います。できれば春休み中に何がしかの補習的なものをできないかなっていうことを少し校長会長ともお話をしたんですけど、学年の切り替わりということで、確かに子どもたちは、割と一般的にフリーな時期なんですよ。でも、逆に言うと先生方ってというのは、年度の締めとか、新学年の準備っていうことは非常に忙しい面があるので、なかなか補修っていうものが設定しづらいって状況はあるんです。ですから市長の御心配するのも最もですので、まずはその春休み中に課題的なものも改めて提示できないかっていうことを考える等ができることかなって今は想像しますけれども、改めてお話をさしていただきたいと思います。

進学に入っても、どれぐらい未指導部分をフォローできるかということと正直やっぱり心配なところですよ。新学年になって、要するに、入学式は卒業式程度で限定的にやるっていうことですけど、一般の事業に対してやっぱり感染予防でやっぱり制約をかけなくちゃいけないので、どこまで予防しながらかつ補充的なものをどうやってやるかっていうのは、考

えなくちゃいけないんですけれども、1点だけの注意点の方をお話ししておきますけども、eライブラリーっていうのネットのほうで学習できるっていうのがあるんで、これ休業期間中もかなりアクセスが増えるっていうことで、学年が変わってもその新しいeライブラリーの使い方なんかをもう少し広めてその補充の度合いをですね、高めるっていうことをやっぱりしなくちゃいけないのかなということを改めて、市長のお話を聞いて考えたところでございます。以上です。

市長：はい、櫻井委員お願いします。

櫻井委員：私、教育委員以外に民生委員児童委員として、地域でございまして、特にこの休校を受けて、民生委員児童委員のほうでも、普段は高齢者の見守りということを重点的に行っておりますがこの時期、地域にいる子どもたちの見守りを重点的にしましょうというような姿勢で臨んでおります。その中で先日の私の所属する地区の定例会のほうで子どもたちの様子どうですかというのがありましたので、各地区の民生委員のほうから報告がありましたがおおむね、集まるようなこともなく、各家また近所でおとなしく過ごしているようです。私が訪問した子たちの中でも中学生は、宿題がいっぱいあって困っていると。どういった形で渡したのか、そこまでは聞いてないんですが、途中で1回宿題を取りに行くという、1週間分の宿題が出て、それが終わったときまた取りに行く、というようなあって、それを終わらせるのが大変で、この子のお母さんからは、先生たち一生懸命宿題つくったんだからやらなきゃねっていうようなあれでいるということ。

また普段、学校と部活等で忙しくてなかなか地域に出てこない子どもたちが久しぶりにあそこのうちの子と話をしたよというような、ことをおっしゃる委員さんもおられました。ですので、おおむね穏やかに過ごしているんだろうかと、またその一方で、駅前のほうでは、昼間から何かカラオケに行ってる子も見かけたよみたいなそういう話も聞いております。ただそれが中学生であるとか、そこまでわかりませんが、取手市高校生も多いです。小・中学生に関してはその子たちなりに、御家庭なりに工夫して過ごしているんだと、そういうような感じでございます。

市長：はい、石隈委員、お願いします。

石隈委員：今市長から御指摘あったように生活習慣と学習の支援、とても重要で、春休みというよりは、今までの経験からすると夏休みあけじゃないんですけど、長期間あけなので、特に家にいるときに、ゲームする時間長くなっちゃってるとか色々心配なことがあるので、生活習慣を再確立するぐらいの気持ちで先生方取り組んでいただきたい。それは気合入れるっていうよりは、また学校で再開してよかったねということで、日常化といいましか、それを大事にされるといいと思います。震災の後も学校に復帰して、子どもたちが日々の暮らしをやるというので元気になった姿、たくさん見えていますので、今回も学校のありがたさが余計分かったと。それから学習支援っていう個人差があると思いますので、

新学期の先生が授業しながら、この子はちょっと学習交換が大変だったなというのを見ながら、これがスタートですけども学習を補ううえでもより意識的にやっていただいて、今度のチーム指導性ですので、あの子ちょっと心配だよってというのが、その学習面とあと、登校渋りとか学校休みという子が出た場合に余計にチェックして頂ければいいなと思います。

猪瀬委員：すいません。私も現役で小学生と中学生の子育てをしまして、うちはたまたま同居してまして、まだ見てもらって助かってるんですけども。例えば近所の方とか核家族の人で高学年の方が家におられて、そういう場で市とかに苦情というかっていうのはあるんでしょうか。

市長：はい、指導課長。

指導課：指導課のほうでは、そのような形での苦情というのは、今回受けておりませんでした。

猪瀬委員：保護者とは話をみんなでこういう時何で協力しようという話はよくしてたんで、安心しました。

市長：事後的でもいいんですけども、こういう学校の再開にしろ、教育委員会等で話し合っただけ、そしてその結果を保護者に通知するというのはわかるんですけども、今回のコロナの対策の中でやむ負えず学校閉めていたことを実際現場ではどのように補って、どのようにやっていたのか。保護者の側は、いわゆる日本の国全体で集約できるような話、就業中の親の支援のあり方とあっていうそういう問題ではなくて、この地域の中で寄り添いながら感じた課題はこういうことだったのかという、そういう取手の中で、こういうところを早めにしければ良かったとかいろんな感想や思いのようなものが後からも出てくると思いますので、それをやっぱり聞く機会を、これは少し安定的に学校が再開してからでもいいと思いますけれど、どうやって、保護者は工夫したか、子どもたちがどういうふうに乗切ったかみたいなのも含めて、ちょっとそういうのは後からでもいいですから考えてもらえればいいなと思います。

伊藤教育長：非常に大切な問題だと思います。実際そのまま長期間子どもがいるわけですよ。小学校の3年生までは子どもクラブでお預かりするという事なんですけれども、現実的には4年生以上の小学生もいるわけなので、そうすると、私たちの願ってというのは、兄弟がいて4年生以上いけば、1年生から3年生のおうちでって話なんですけど。でも、実際はそういっても大変だろうという話しも若干聞こえてきましたし、あと同居されているところでもやはり祖父母の関係でそういうところもやっぱり低学年ですよ。もう動き回っているわけなんで保護者と御両親といいますか、その関係でもやっぱりいろいろこう微妙な子どもを預かるっていう面であったとか、そのこと1つとってもあるわけなんで後

は突然の休校なので、やっぱり学校でどういった問題あるかっていうのは改めて聞かないといけないのか、それが今後こういったその感染症が起こった場合に、ハードなところはいいんですけれども、ハードはそういった問題を捉えてのやっぱりその措置っていうのがあるんで、その措置的なものとかその普段の工夫で、乗り切るんだけれどもこの問題あるかかっていうことの、そのことを把握しなおさないとな本当の対策にはならないと思いますので、改めて表に大切な話なんで、そのあたりも学校とお話しをしていきたいと思えます。ありがとうございます。

市長：はい、石隈委員お願いします。

石隈委員：私も今こういう危機的なことがあった時にどんなふうにして乗り越えてきたのかっていうのを確認するのは、心理学の用語でレジリエンスと言いまして回復力につながるんで保護者の方もそうだし、子どもたちの4月入ってきた時、休み長くてどうだったっていかどんなふうにして工夫して大変だったねってというのは聞くことで、成長につながると思えますので、工夫したこととか、小さな一歩とかこの期間中にできた一歩について、学期の初めに確認できたらなと思えます。

市長：はい、櫻井委員お願いします。

櫻井委員：今の伊藤教育長のほうからこのコロナの時期の後から振り返りということで、どういことがなされたかという、その集約をとということだったんですけど、ぜひ私のほうから、それにつけ加えていただきたいのは、PTAのほうでも、それもつけ加えていただきたいと思えます。と申し上げるのは、現在永山小学校のPTAが稲戸井の青年会の方と一緒に、永山小学校学区で、お昼1人になってしまう子どもたちのために、お弁当をつくって、PTAの本部員がそれを配っているという、そういう活動しております。先日、永山の会長にお会いしましたのでどういった仕組みで、そもそもPTAとのブログがあつてそこを足がかりにして、みんなに呼びかけてというすばらしい活動しているPTAもごさいます。そういったところも含めて、後のために集約という形でまとめていただければと思えます。

市長：ほかにごさいますか。

：ご報告させていただきたいことがごさいます。はい。それでは、時間のほうをいただきまして申しわけごさいません。前回の総合教育会議の中で、スクールソーシャルワーカーの活動の様子についてお話しただければということでありましたので、そちらのほう簡単に御説明させていただきたいと思えます。このスクールソーシャルワーカーですけれども、取手市教育総合支援センターに1名、週2回ということ、勤務しております。こちらの主な活動としましては、教育総合支援センターに寄せられる相談、それから学校から

依頼等もありますので、そのような依頼があった場合に相談者の家庭に入った支援が必要なケースについては、学校、それからスクールカウンセラーも含めて、連携しながら家庭支援を行っているところでございます。支援内容として家庭訪問や保護者との面談、それから、保護者へ向けた養育についてのアドバイス、登校時の児童の見守り、また、福祉部や児童相談所、警察や医療とのコーディネートする役割というのにも担っております。

また教育総合支援センターに寄せられる電話相談、それから来所相談もあります。そちらについても、ソーシャルワーカーが直接、相談を受けることもあります。教育相談員の家庭的な問題の助言等も行っているというような形になっております。

相談件数に関してはこちらにあるように、数字で示されているのでご覧ください。延べ件数になりますが、相談件数としては205件ということで、本年度、昨年度は70件前後でしたので本年度非常に認知されてこちらのほう相談件数が伸びているところでございます。スクールソーシャルワーカーがかかわった具体的な例として、4番というところに1例を書かさせていただきました。これ以外にもたくさんの方がございますが、1例として出させていただきます。こちらに関しましては児童Aというお子さんですけれども、課題について、ついて学校から相談を受けてこのソーシャルワーカーが入るとということ始めております。この課題というのが、学習用具が全くそろえられていない。そして学校から家庭に向けた配布物の連絡についても、家庭まで届かない。ということで家庭との連携が非常に難しい、ということで学校から相談を受けた事例でございます。スクールソーシャルワーカーのほうは、家庭を訪問して母だけじゃなくて、母子を支援している祖母と連携をとることといたしました。そのような話の中で、この祖母が学校と家庭をつなぐキーパーソンとなりうるということから、祖母をキーパーソンとして、本児童の家庭での生活の安定を図り学校生活の改善につなぐことができました。

最後に変容という形でありますけれども、学習用具の確認等がきちんとされて学校に持ってくるができるようになった。また、話し合いの中で特別支援学級への在籍というのをして、きめ細かに見てもらうのがいいのではないかとということをして家庭と連携することができまして、この特別支援学級に在籍をして、学習支援が行われるようになって子どものほうは、学校に主体的に取り組めるようになったということになっております。このように、家庭とどうしても連携がなかなかとれないという学校の困り感に対応して、このような形でスクールソーシャルワーカーが入っている1例を示させていただきました。

簡単でございますが、以上です。

市長：ありがとうございます。他にございますか。

それでは本日の取手市総合教育会議を終わらせていただきます。

ありがとうございました。